

地域密着型介護老人福祉施設 奏～かなで～ 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人元気の里とかが開設する地域密着型介護老人福祉施設奏～かなで～(以下「事業所」という。)が行う地域密着型介護老人福祉施設サービス事業(以下「事業」という。)の運営及び利用について、必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上でのお世話、機能訓練、健康管理及び療養上でのお世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する事業は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスとする。
- 3 入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の介護計画を作成することにより、入居者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 4 入居者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 5 適切な介護技術をもってサービスを提供する。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は、地域密着型介護老人福祉施設奏～かなで～とする。
所在地 帯広市東3条南27丁目4番地

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の職務内容は下記のとおり、員数は別紙に記載する。

- ① 管理者(施設長兼務)は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 生活相談員(介護支援専門員兼務)は、入所者の生活相談及び入所・退所に係わる事務手続き、家族への連絡業務並びに業務実施状況の把握と管理を行う。
- ③ 介護支援専門員(生活相談員兼務)は、入居者及び家族の必要な相談に応じると共に、適切なサービスが提供されるよう、施設サービス計画等の作成、他施設や病院等の関連機関との連絡・調整等を行う。
- ④ 看護師は、入居者の健康管理及び健康保持のための処置を行う。
- ⑤ 介護職員は、入居者の施設サービス計画の企画、入居者の日常生活全般にわたる介護に関する業務を行う。
- ⑥ 管理栄養士は、入居者の栄養基準及び献立の作成、調理員の指導等の業務に従事する。
- ⑦ 医師(非常勤)は、入居者の診察・健康管理及び保健衛生指導を行う。
- ⑧ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能改善の為の訓練を計画的に行う。

(入居定員)

第6条 入居定員は、29名とする。(但し、1ユニット10名とする。)

(通常の送迎の実施地域)

第7条 帯広市内とする。

(入居判定委員会の設置)

第8条 入居を実施するにあたり、入居判定委員会設置規定に基づき、入居判定委員会を設置する。

(委員の設置)

第9条 委員は施設長の責任において選任する。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は2年とし再選も可とする。

(入居の決定)

第11条 入居優先度判定指針に基づき入居判定委員会で審議し、入居の決定を行う。

(記録・保管)

第12条 入居判定委員会は、入居に係る審議の内容を記録、保管する。

(居室)

第13条 入居者の居室は定員1人とし、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けている。

(浴室)

第14条 事業所は、浴室には入居者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽・個人浴槽を設けている。

(施設サービスの内容)

第15条 施設サービスの内容は次のとおりとする。

- ① 日常生活上(入浴、排泄、食事等)の援助
- ② 健康状態の確認
- ③ 機能訓練サービス
- ④ 社会生活上の便宜
- ⑤ 相談・助言等に関すること

(施設サービス計画の作成)

第16条 入居者及びその家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の従事者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意すべき事項等を盛り込んだ施設サービス計画の原案を作成する。

- 2 介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、入居者の多様な活動の確保に努める。
- 3 介護計画の作成、変更に際しては、入居者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得た上、交付する。
- 4 入居者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供すると共に、常にその実施状況について評価を行う。

(利用料等)

第17条 事業が提供する地域密着型介護老人福祉施設サービスの入居料は、厚生労働大臣が定める基準（介護保険負担割合証に記載の割合額）とする。但し、次にあげる項目については、別紙に示す利用料金の支払を受ける。

- ① 居住費
 - ② 食費
 - ③ その他日常生活においても通常必要になるものに係る費用であって、その入所者に負担頂くことが適当と認められるもの。(病院受診、お薬費用、各種予防接種他)
- 2 月の中途における入居又は退居についての料金（居住費・食費）は日割り計算とする。入院時において、6日以内の短期入院の場合は、退院後再び入居することができるが、入院期間中であっても、所定の利用料金とする。

(利用に当たっての留意事項)

第18条 入居者は、介護保険法上の入居要件を満たしている者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 小人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後、入居者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらおう場合がある。
- 3 退居に際しては、入居者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第19条 事業所の従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を厳守する。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。
- 3 行政や居宅介護支援事業所等へ、業務上知り得た入居者又はその家族の情報を開示する場合は、事前に利用者又はその家族より書面（重要事項説明書や同意書）にて同意を得た上、必要最小限の範囲で開示するものとする。

(身体拘束)

第20条 事業所は、入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他、入居者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、そ

の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を新規採用時と年2回以上定期的に実施する。
- ④ 事業所は、サービス提供にあたり、入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。ただし、やむを得ず身体的拘束その他入居者の行動を制限せざるを得ない場合は、本人及びその家族に説明し同意を得るとともに、その態様および時間、その際の入居者の心身状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(苦情処理)

第21条 入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第22条 入居者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理等)

第23条 事業所は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

- 2 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を新規採用時と年2回以上定期的に実施、訓練を年2回以上定期的に実施する。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(緊急時における対応策)

第24条 入居者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第25条 非常災害が発生した場合、非常災害対策計画書に基づき、必要な措置を講ずる。

(その他運営についての重要事項)

第26条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修採用後1ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、入居者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(減免)

第27条 生活保護者及びそれに準ずる者が、生活困窮等の理由により介護報酬の告示上の額以外の支払(居住費・食費等)が不可能となった場合、理事長は一部又は全額を免除する事が出来る。

(虐待防止に関する事項)

第28条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を新規採用時と年2回以上定期的に実施する。

前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者(管理者)を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第29条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を新規採用時と年2回以上定期的に実施、訓練を年2回以上定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(生産性の向上に資する取組)

第30条 介護現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置する。

(緊急時の対応方法の定期的な見直し)

第31条 事業所があらかじめ定めることとされている緊急時における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定める。また、1年に1回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て見直しを行ない、必要に応じて緊急時における対応方法の変更を行うものとする。

(協力医療機関との連携体制の構築)

第32条 協力医療機関を定めるに当たっては、以下の要件を満たす協力医療機関を(③の要件を満たす協力

医療機関にあっては、病院に限る)を定める。なお、複数の医療機関を定めることにより要件を満たすとしても差し支えない。

- ① 入居者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保する。
 - ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保する。
 - ③ 入居者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受入れる体制を確保する。
- 2 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出する。
 - 3 入居者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるように努める。

地域密着型介護老人福祉施設 奏～かなで～

付則

この規程は、平成30年3月26日から施行する。
この規程は、令和1年10月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和5年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年8月1日から施行する。